

注意！60 歳以上の消費者トラブルが増加傾向！

今年 9 月の国民生活センター発表によると、2020 年度に全国の消費生活センター等に寄せられた相談の内、契約当事者が 60 歳以上の相談が約 4 割でした。その内訳をみるとインターネットを利用した相談が多くなっています。

相談事例 1

2 週間前に外国の事業者から SMS が届き、URL をクリックすると「2 億 6000 万円当選しました」とあった。事業者名を調べたら実在する会社のようなだった。その後、お金を受けとるために必要だと言われて、電子マネー 2000 円分を購入し番号を教えた。その後も何度か同様の方法を繰り返し、合計 10 万円を支払った。名前、住所、銀行口座、パスポート番号などの個人情報も教えたが、手続きは完了せず、再度 5 万円を要求されやっとなら騙されたことに気が付いた。

相談事例 2

自宅テレビでプロスポーツの試合を見るために、スポーツ専用定額性動画配信サービスを登録し、クレジットカードで月額 2000 円を支払う契約をした。その後、解約手続きをしたが「混みあっているのでもしばらくお待ちください」という文字が表示されたが解約完了したと思っていた。ところが、クレジットカードの支払が続いたままとなっていることがわかった。解約したい。

相談事例 3

スマートフォンのネット広告からサプリメントを購入した。初回は 500 円だったがその後、数か月分が一度に届き、2 万円を超えるクレジット決済となった。退会手続きをしたいが、電話が繋がらない。やっとなら繋がったと思ったらガイダンスに沿って手続きをするよう案内されたがうまく操作ができず解約できない。

その他にも「電気代が安くなると勧誘され、新しい契約に乗り換えることを認識しないまま契約し、解約料や工事代金などを請求された」という事例や「火災保険を使って住宅修理ができると勧誘されたが、老朽化が原因で保険金はもらえないばかりか、高額な修理契約を請求された」「低価格を強調したチラシで勧誘され、配水管の点検・洗浄で高額な作業費用を請求された」という相談などがありました。

ワンポイントアドバイス

- 1、突然届いたメールなどから誘導されてアクセスし、やり取りを続けた結果、高額な料金を請求されることがあります。不用意にアクセスしないことが必要です。
- 2、インターネット取引などの通信販売はクーリング・オフ制度の対象にはなりません。返品、交換、解約ルールは契約時の事業者の記載に従うことになります。解約方法についてきちんと確認してから申し込むようにしましょう。
- 3、自分は大丈夫と思わずに冷静に判断しましょう。契約を急がせる行為や断っているのに再勧誘することは法律で禁じられています。

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター ☎048-721-2111（内線 2234）
月曜日から木曜日 （10 時～15 時）